

一般廃棄物処理業許可証

令和8年2月13日付けで申請がありました一般廃棄物処理業の許可については、船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年条例第14号)第24条の規定により次のとおり許可する。

主たる	営業所の名称	安田産業株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 安田 奉春
	営業所の所在地	京都市伏見区南寝小屋町91番地
当該業務に係る	営業所の名称	安田産業株式会社 京都北営業所
	代表者の氏名	業務部長 金山 康治
	営業所の所在地	京都府船井郡京丹波町井尻青山1番地1
	駐車場の所在地	京都府船井郡京丹波町井尻青山1番地1 京都府久世郡久御山町佐山新開地27番地
営業区域	京都府南丹市及び京都府船井郡京丹波町	
処理業の種類	収集運搬	
処理する廃棄物の種類	① 一般廃棄物【事業系ごみ】 ② 一般廃棄物【家庭系ごみ】	
許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで	
許可条件	<p>【処分先】</p> <p>①:本組合積替・保管施設(京都府南丹市園部町高屋古谷1-14) ※ただし、一時的な多量廃棄物及び指定場所の休業日については京都中部クリーンセンター(京都府南丹市八木町室河原大見谷50-1)</p> <p>②のうち、「粗大・家電共通シール」(手数料シール)の必要なもの: ㈱かねだ商店(京都府南丹市日吉町胡麻イカガヘラ15-15)</p> <p>②の上記以外のもの: 京都中部クリーンセンター(京都府南丹市八木町室河原大見谷50-1)</p> <p>【搬入日時】</p> <p>①:本組合営業日の8時30分から16時15分まで ※左記時間外は要相談。</p> <p>②:本組合営業日の9時から12時まで・13時から16時まで</p> <p>※①、②ともゴールデンウィーク及び年末年始等については、別途連絡を行う。</p> <p>【計量】</p> <p>①:処分先。</p> <p>②:基本的には京都中部クリーンセンター(京都府南丹市八木町室河原大見谷50-1)で計量を行い、処分先へ搬入。</p> <p>【処理手数料及び徴収方法】</p> <p>①:180円/10kg(税別) ※ただし、一時的な多量廃棄物については350円/10kgもしくは400円/10kg(税別)</p> <p>②:排出者(委託者)が直接搬入した場合と同様。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙くず及び木くずについては排出者に指導を行い、基本的に分別してリサイクル処理を行うこと。 ・②については、本組合収集及び排出者の直接持ち込みが困難な場合で、排出者が処理を委託したものに限る。 ・基本的には収集当日に処分を行うこと。ただし、処理先が休業日等の場合は当該許可業申請内容のとおりとする。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令(本組合条例等を含む)並びに許可条件を遵守するほか、本組合の指示に従うこと。 ・上記に違反した場合は、許可の停止または取消をうけても異議の申し立てはできない。 	

令和8年4月1日

船井郡衛生管理組合
管理者 西村 良平

